第150回　定時株主総会招集ご通知

開　催　日　時▶平成25年6月27日（木曜日）午前10時
議決権行使期限▶平成25年6月26日（水曜日）午後5時45分まで

CONTENTS

第150回定時株主総会招集ご通知 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
議決権行使についてのご案内 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
株主総会参考書類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
　議案および参考事項
　　第１号議案　剰余金の処分の件
　　第２号議案　取締役７名選任の件
（添付書類）
事業報告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
計算書類等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
監査報告書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41

住友大阪セメント株式会社
証券コード：5232

株 主 各 位

(証券コード　5232)
平成25年６月５日
東京都千代田区六番町６番地28
住友大阪セメント株式会社
取締役社長　関根　福一

第150回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第150回定時株主総会を下記により開催いたしますから、ご出席下さいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席お差支えの場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後掲の株主総会参考書類をご検討下さいまして、２頁および３頁の「議決権行使についてのご案内」に従って、来る平成25年６月26日（水曜日）午後５時45分までに議決権をご行使賜りたくお願い申し上げます。

敬　具

記

1. 日　　時　平成25年６月27日（木曜日）午前10時

2. 場　　所　東京都千代田区六番町６番地28
当社本社２階会議室
(末尾の「会場ご案内図」をご参照下さい。)

3. 目的事項

報告事項
1. 第150期（平成24年４月１日から平成25年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第150期（平成24年４月１日から平成25年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役７名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表および個別注記表につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ（http：//www.soc.co.jp/frame08.html）に掲載しておりますので、本招集ご通知には添付しておりません。
◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページ（http：//www.soc.co.jp/frame08.html）に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

1. 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。

行使期限	平成25年６月26日（水曜日）午後５時45分必着

2. インターネット等による議決権行使

(1) 議決権行使ウェブサイトについて

① インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス
ウェブ行使
http://www.web54.net

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。
（QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

② インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

③ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

(2) 議決権行使のお取扱いについて

① 議決権の行使期限は、**平成25年６月26日（水曜日）午後５時45分まで**となっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

② 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(3) パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

① パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

② パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

③ 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

(4) システムに係わる条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

① パソコン用サイトによる場合

ア 画面の解像度が 横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。

イ 次のアプリケーションをインストールしていること。

(a) ウェブブラウザとして Ver.5.01 SP2 以降の Microsoft® Internet Explorer

(b) PDFファイルブラウザとして Ver.4.0 以降のAdobe® Acrobat® Reader™または、Ver.6.0以降のAdobe® Reader®

※ Internet Explorerは、米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader™およびAdobe® Reader®は、米国Adobe Systems Incorporatedの、米国および各国での登録商標、商標および製品名です。

※ これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

② 携帯電話端末用サイトによる場合

128bit SSL(Secure Socket Layer)暗号化通信が可能である機種であること。なお、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合があります。

(5) パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

① 本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

【電 話】 0120（652）031

（受付時間 9:00～21:00）

② その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。

ア 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてお問い合わせください。

イ 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

［電話］ 0120（782）031

（受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く）

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ＩＣＪの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

以 上

第１号議案　剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績と今後の事業環境等を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。なお、当期は、中間配当を行わなかったことから、年間の配当金は１株につき５円となり、前期に比べ１円の増配となります。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金５円　総額2,081,330,305円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成25年６月28日

第２号議案　取締役７名選任の件

取締役全員（８名）は、本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、取締役７名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有当社株式数
①	関根福一（せきねふくいち） （昭和26年５月20日生）	昭和50年４月　当社入社 平成16年６月　取締役 平成18年６月　常務執行役員 平成23年１月　代表取締役　（現在に至る。） 平成23年１月　取締役社長　（現在に至る。）	93,000株
②	桂知行（かつらともゆき） （昭和23年３月５日生）	昭和47年４月　当社入社 平成14年６月　取締役 平成16年６月　常務取締役 平成18年６月　取締役 平成18年６月　常務執行役員 平成19年６月　専務執行役員 平成22年６月　執行役員副社長　（現在に至る。） 平成23年１月　代表取締役　（現在に至る。） 〔総務部、法務室、不動産事業室、企画部、鉱産品事業部、船橋事務所各担当〕	29,000株
③	中尾正文（なかおまさふみ） （昭和24年７月14日生）	昭和50年４月　当社入社 平成16年６月　取締役 平成18年６月　執行役員 平成19年６月　常務執行役員 平成20年１月　赤穂工場長 平成20年６月　取締役　（現在に至る。） 平成24年６月　専務執行役員　（現在に至る。） 〔生産技術部、設備部、国際部、環境事業部各担当〕	32,000株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有当社株式数
④	ふじ すえ あきら 藤 末 亮 (昭和26年８月９日生)	昭和49年４月　当社入社 平成16年６月　取締役 平成18年６月　執行役員 平成19年６月　常務執行役員　(現在に至る。) 平成19年10月　東京支店長 平成20年６月　取締役　(現在に至る。) 〔セメント営業管理部、物流部各担当〕	25,000株
⑤	むかい かつじ 向 井 克 治 (昭和29年11月25日生)	昭和53年４月　当社入社 平成16年10月　光電子事業部長 平成18年６月　執行役員 平成20年６月　光電子事業部長兼新規技術研究所長 平成22年６月　常務執行役員　(現在に至る。) 平成22年６月　新規技術研究所長 平成24年６月　取締役　(現在に至る。) 〔光電子事業部、新材料事業部、電池材料事業部、新規技術研究所各担当〕	22,000株
⑥	すが ゆうし 菅 雄 志 (昭和27年６月19日生)	昭和51年４月　当社入社 平成18年６月　管理部長 平成19年６月　執行役員 平成23年２月　企画部長兼管理部長 平成23年６月　常務執行役員　(現在に至る。) 平成24年６月　取締役　(現在に至る。) 〔人事部、管理部、資材部各担当〕	27,212株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有当社株式数
⑦	さいだ　くにたろう 齊田　國太郎 (昭和18年５月４日生)	昭和44年４月　検事任官 平成15年２月　高松高等検察庁検事長 平成16年６月　広島高等検察庁検事長 平成17年８月　大阪高等検察庁検事長 平成18年５月　弁護士登録・開業　(現在に至る。) 平成20年６月　当社取締役　(現在に至る。) 〔重要な兼職の状況〕 株式会社ニチレイ社外監査役、平和不動産株式会社社外取締役	13,000株

(注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、平成18年６月に執行役員制度を導入しております。
3. 齊田國太郎氏は、社外取締役候補者であります。
4. 齊田國太郎氏を社外取締役候補者とした理由は、大阪高等検察庁等の検事長を歴任され、他の会社の社外取締役および社外監査役に就任されていることによる優れた見識と幅広い経験を生かし、かつ、客観的立場から社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。
5. 齊田國太郎氏が当社社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって５年であります。
6. 齊田國太郎氏は、当社と会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額であります。
7. 齊田國太郎氏につきましては、東京証券取引所および大阪証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

以　上

1．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、東日本大震災の復興需要等を背景として緩やかに回復しつつありましたが、夏場以降は、世界景気の減速等によりかげりが生じました。しかしながら、新政権発足後の経済対策等を背景として、年明け以降、持ち直しの動きが見られました。

セメント業界におきましては、震災復興需要により官公需、民需ともに増加したことに加え、都市部を中心とした民間住宅投資等の増加が民需を押し上げたことから、セメント国内需要は、前期を4.5％上回る44,577千トンとなりました。一方、輸出は、前期を3.7％下回りました。この結果、輸出分を含めた国内メーカーの総販売数量は、前期を2.8％上回る53,387千トンとなりました。

このような情勢の中で、当社グループは、復興資材としてのセメント等の安定供給を推進するとともに、持続的発展を目指し、グループを挙げてコスト削減等への取り組みに注力いたしました。

以上の結果、当期の売上高は、セメント事業等で増収となったことから、219,083百万円と前期実績を0.9％上回りました。

損益につきましては、セメント事業等で増益となったことから、経常利益は、14,612百万円と前期に比べ6,946百万円の増益となり、また、当期純利益は、7,460百万円と前期に比べ3,814百万円の増益となりました。

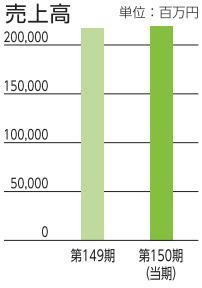

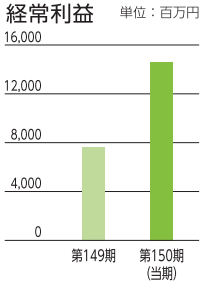

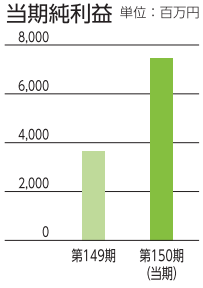

事業別の概況は、次のとおりであります。

セメント事業

販売数量が前期を上回ったことから、売上高は、175,846百万円と前期に比べ5,944百万円（3.5%）増となりました。また、営業利益は、リサイクル原燃料の利用拡大をはじめとするコスト削減により、12,145百万円と前期に比べ5,328百万円（78.2%）増となりました。

主要な事業内容

普通ポルトランドセメント、早強ポルトランドセメント、中庸熱ポルトランドセメント、低熱ポルトランドセメント、高炉セメント、フライアッシュセメント、各種低熱セメント、セメント系固化材、生コンクリート、電力の供給、原燃料リサイクル

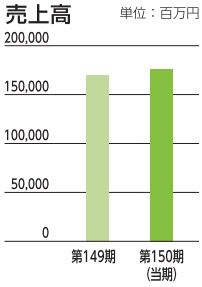

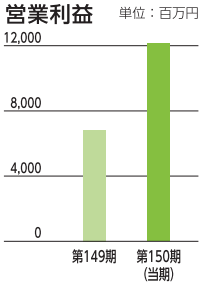

鉱産品事業

海外の鉄鋼向け石灰石および骨材の販売数量が増加したことに加え、平尾台共同事業の開始により石灰石販売数量が増加したことなどから、売上高は、11,708百万円と前期に比べ349百万円（3.1%）増となり、営業利益は、採掘コストが改善したことなどから、934百万円と前期に比べ290百万円（45.0%）増となりました。

主要な事業内容

石灰石、ドロマイト、タンカル、骨材、シリカ微粉、石灰

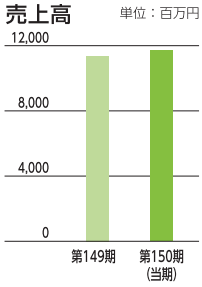

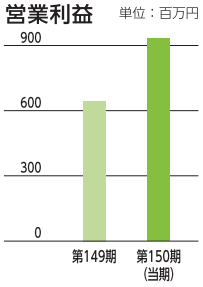

建材事業

コンクリート構造物補修・補強材の販売数量が増加したことに加え、民間の地盤改良工事が増加したことなどから、売上高は、15,287百万円と前期に比べ179百万円（1.2%）増となり、営業利益は、297百万円と前期に比べ165百万円（124.9%）増となりました。

主要な事業内容

コンクリート構造物補修・補強材、高強度コンクリート用混和材、セメント系可塑性注入材、海洋製品（魚礁・藻場礁）、電気防食工法、各種地盤改良工事、各種コンクリート構造物補修・補強工事、プレストレストコンクリート（ＰＣ）製品、ＰＣ橋梁工事、各種ヒューム管

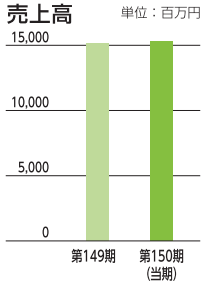

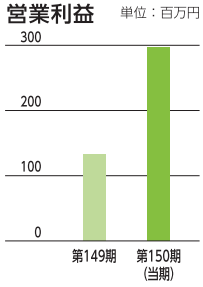

光電子事業

光通信部品の販売数量が増加したことから、売上高は、4,257百万円と前期に比べ700百万円（19.7%）増となったものの、半導体検査向け光計測機器の販売数量が減少したことに加え、量産体制構築に伴う費用が発生したことなどから、損益は、18百万円の営業損失と前期に比べ163百万円の悪化となりました。

主要な事業内容

光通信部品、光計測機器、光送受信機

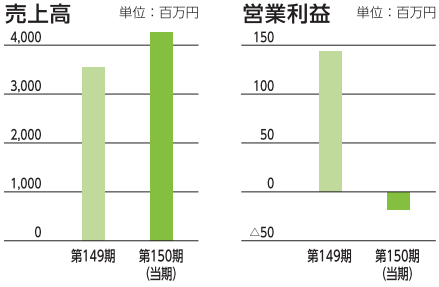

新材料事業

ＰＤＰ（プラズマディスプレイパネル）用フィルターおよび半導体製造装置向け電子材料の販売数量が減少したことなどから、売上高は、5,835百万円と前期に比べ4,240百万円（42.1%）減となったものの、ＰＤＰ用フィルターに関する事業の合理化およびコスト削減を進めたことなどから、営業利益は、575百万円と前期に比べ675百万円増となりました。

主要な事業内容

各種セラミックス製品、各種ナノ粒子材料、抗菌剤、熱線遮蔽フィルム、電磁波遮蔽フィルム、化粧品材料、防汚材料、各種機能性塗料

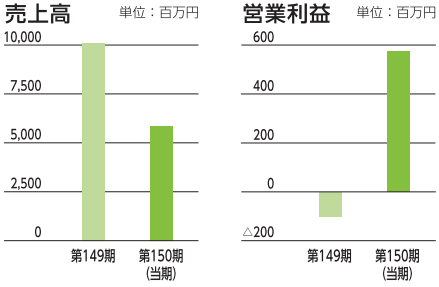

その他事業

エンジニアリング事業において産業機械設備工事が減少したことに加え、不動産賃貸事業における補修費が増加したことなどから、売上高は、6,148百万円と前期に比べ894百万円（12.7%）減となり、営業利益は、68百万円と前期に比べ417百万円（85.9%）減となりました。

なお、平成24年11月、ベトナムフンイエン省にリチウムイオン電池正極材料の製造子会社SOC VIETNAM CO.,LTD.が工場を竣工し、操業を開始いたしました。

主要な事業内容

不動産賃貸、エンジニアリング、ソフトウエア開発、二次電池正極材料

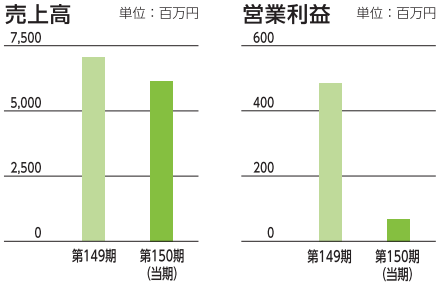

(2) 設備投資等の状況

当期における設備投資の総額は、18,652百万円であり、その主な内容は、以下のとおりであります。

当社名古屋港ＳＳ（サービス・ステーション）：増強工事	（当期完了）
SOC VIETNAM CO.,LTD.：リチウムイオン電池正極材料新工場建設工事	（当期完了）
当社鉱産品事業部・小倉鉱業㈱：平尾台共同事業	（当期完了）
当社伊万里ＳＳ：機能維持・更新工事	（当期末現在継続中）
スミセ海運㈱：セメントタンカー（8,000t積１隻）建造	（当期末現在継続中）

(3) 資金調達の状況

当期は、増資、社債発行などによる特別の資金調達はありません。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、世界景気の下振れ等のリスクは存在するものの、政府の経済対策等により、次第に回復に向かうことが期待されます。

セメント業界におきましては、民需は、民間住宅投資と民間設備投資の増加により堅調に推移することが見込まれます。さらに、官公需も、東日本大震災の復興需要等により増加すると予想されることから、内需は、増加するものと思われます。

当社グループは、このような情勢のもと、セメント事業におきましては、国内においては、需要の変動に対応した柔軟な生産・販売・物流体制の確立による安定供給の推進に引き続き注力していくとともに、販売価格の適正化に努めてまいります。また、海外においては、新たな展開を図るため、成長が見込まれる地域への進出を模索してまいります。その他の事業におきましては、生産・販売の海外展開、経営資源の重点的な配分等、事業規模の拡大および収益の向上のための諸施策を推進してまいります。

さらには、コンプライアンスの徹底を引き続き推進するとともに、当社グループにとって社会的使命であるリサイクル原燃料の活用による循環型社会構築への貢献および環境負荷の低減ならびに東日本大震災の災害廃棄物の受入・処理について、引き続き積極的に取り組んでいく所存であります。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区分	平成21年度(第147期)	平成22年度(第148期)	平成23年度(第149期)	平成24年度(当期)
売上高(百万円)	195,089	201,220	217,044	219,083
経常利益(百万円)	1,046	5,949	7,666	14,612
当期純利益(百万円)	△849	1,339	3,645	7,460
1株当たり当期純利益(円)	△2.04	3.22	8.76	17.92
総資産(百万円)	311,968	311,696	309,890	315,734
純資産(百万円)	125,197	129,113	131,782	142,976

(注) 1. △印表示は、損失を示します。
2. 平成21年度(第147期)は、セメント事業等で減収となったことから減収減益となりました。
3. 平成22年度(第148期)は、セメント事業、鉱産品事業等で増収となったことから増収増益となりました。
4. 平成23年度(第149期)は、セメント事業等で増収となったことから増収増益となりました。
5. 平成24年度(当期)は、前記(1)事業の経過およびその成果に記載いたしましたとおり、セメント事業等で増収となったことから増収増益となりました。
6. 過年度における不適切な会計処理が判明したことにより、金融商品取引法の規定に基づく過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を平成24年2月に提出いたしました。

(ご参考) 上記訂正報告書の内容を反映させた場合の「企業集団の財産および損益の状況の推移」

区分	平成21年度(第147期)	平成22年度(第148期)
売上高(百万円)	194,624	201,644
経常利益(百万円)	785	5,262
当期純利益(百万円)	△1,002	920
1株当たり当期純利益(円)	△2.41	2.21
総資産(百万円)	311,707	310,746
純資産(百万円)	125,044	128,541

② 当社の財産および損益の状況の推移

区　　分	平成21年度（第147期）	平成22年度（第148期）	平成23年度（第149期）	平成24年度（当期）
売上高（百万円）	131,086	132,605	139,080	140,034
経常利益（百万円）	407	4,455	6,283	12,748
当期純利益（百万円）	△938	1,160	2,986	7,028
1株当たり当期純利益（円）	△2.25	2.79	7.17	16.88
総資産（百万円）	271,561	270,030	266,503	272,136
純資産（百万円）	110,879	114,836	116,815	127,458

（注）1. △印表示は、損失を示します。
2. 過年度における不適切な会計処理が判明したことにより、金融商品取引法の規定に基づく過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を平成24年２月に提出いたしました。

（ご参考）上記訂正報告書の内容を反映させた場合の「当社の財産および損益の状況の推移」

区　　分	平成21年度（第147期）	平成22年度（第148期）
売上高（百万円）	130,621	133,029
経常利益（百万円）	146	3,768
当期純利益（百万円）	△1,091	741
1株当たり当期純利益（円）	△2.62	1.78
総資産（百万円）	271,300	269,080
純資産（百万円）	110,726	114,264

財務ハイライト（連結）

売上高

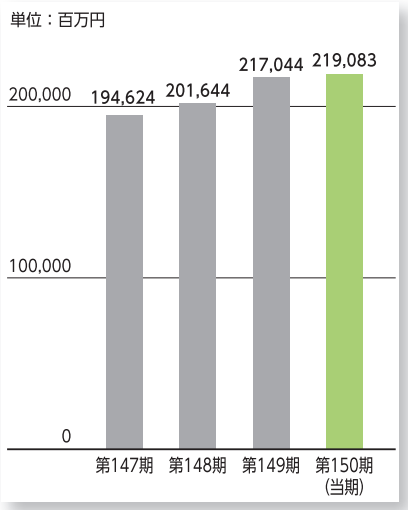

経常利益、売上高経常利益率

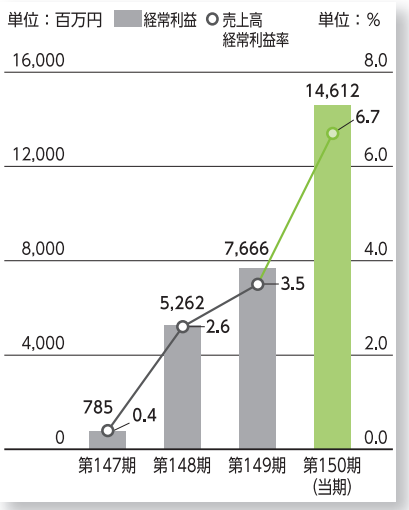

当期純利益、1株当たり当期純利益

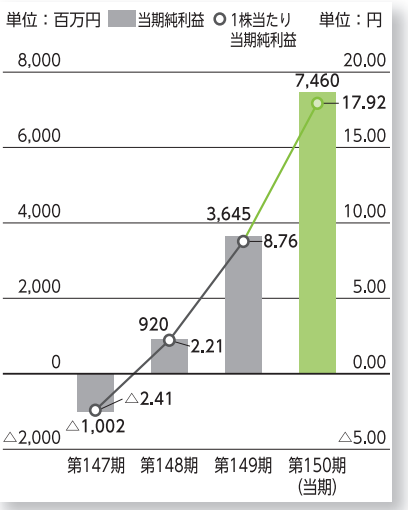

ROA（総資産経常利益率）

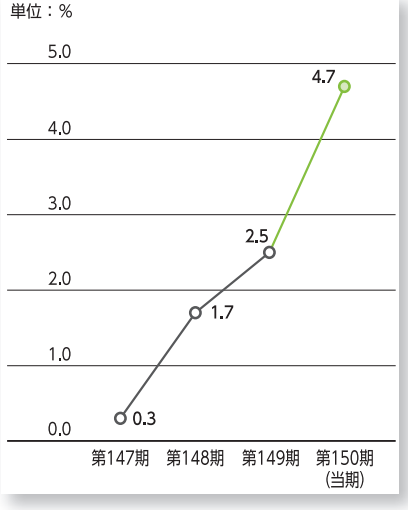

自己資本比率

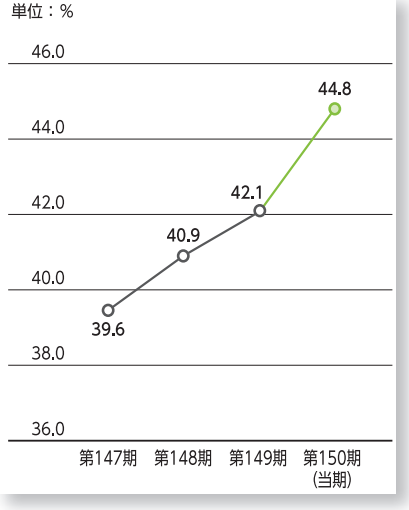

1株当たり純資産額

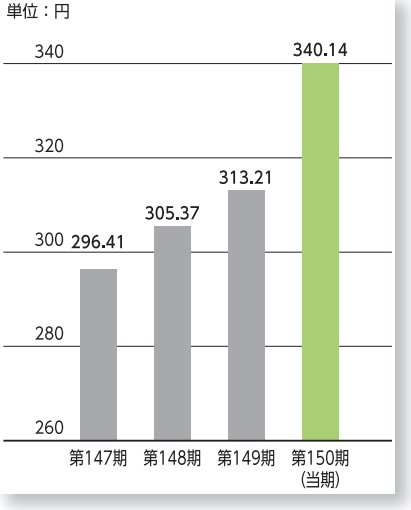

（注）各グラフ中の第147期および第148期の数値は、過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の内容を反映させた数値を表示しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

(平成25年３月31日現在)

会社名	資本金(百万円)	当社の出資比率(%)	主要な事業内容
和歌山高炉セメント株式会社	450	66.7	高炉セメントの製造・販売
千代田エンジニアリング株式会社	304	91.7	電気設備工事および電気炉等の設置工事
スミセ海運株式会社	300	100.0	内航海運業
秋芳鉱業株式会社	250	100.0	石灰石の採掘・販売
栗本コンクリート工業株式会社	200	90.0	ヒューム管ならびにその他コンクリート製品の製造・販売
八戸セメント株式会社	100	80.0	各種セメントの製造・販売
東京エスオーシー株式会社	60	100.0	生コンクリートの製造・販売
株式会社エステック	50	100.0	地盤改良工事およびコンクリート構造物補修工事
泉工業株式会社	40	100.0	砕石の販売、建材製品の製造・販売、建設発生土の中間処理および木質チップ等の製造・販売
エスオーシー建材株式会社	40	100.0	生コンクリート・セメント・その他建材製品の販売
タイヨウ汽船株式会社	20	100.0	内航海運業
スミセ建材株式会社	20	100.0	生コンクリート・セメント・その他建材製品の販売

(注) 1. 当社の出資比率については、間接保有分を含めて記載しております。
2. エスオーシー建材株式会社は、平成25年４月１日をもって新北浦商事株式会社と合併し、北浦エスオーシー株式会社に商号変更いたしました。

(7) 主要な営業所および工場（平成25年３月31日現在）

① 当　　社

(イ) 本　　社　東京都千代田区

(ロ) 支　　店

名　称	所在地	名　称	所在地
札幌支店	北海道札幌市	大阪支店	大阪府大阪市
東北支店	宮城県仙台市	四国支店	香川県高松市
東京支店	東京都千代田区	広島支店	広島県広島市
北陸支店	石川県金沢市	福岡支店	福岡県福岡市
名古屋支店	愛知県名古屋市		

(ハ) セメント工場

名　称	所在地	名　称	所在地
栃木工場	栃木県佐野市	赤穂工場	兵庫県赤穂市
岐阜工場	岐阜県本巣市	高知工場	高知県須崎市

(ニ) 石灰石事業所

名　称	所在地	名　称	所在地
山口事業所	山口県長門市	小倉事業所	福岡県北九州市

(ホ) 研究所

名　称	所在地	名　称	所在地
新規技術研究所	千葉県船橋市	セメント・コンクリート研究所	千葉県船橋市

② 子会社

名称	所在地
和歌山高炉セメント株式会社	和歌山県和歌山市
千代田エンジニアリング株式会社	東京都港区
スミセ海運株式会社	東京都千代田区
秋芳鉱業株式会社	山口県美祢市
栗本コンクリート工業株式会社	滋賀県愛荘町
八戸セメント株式会社	青森県八戸市
東京エスオーシー株式会社	東京都港区
株式会社エステック	大阪府大阪市
泉工業株式会社	栃木県佐野市
エスオーシー建材株式会社	大阪府大阪市
タイヨウ汽船株式会社	大阪府大阪市
スミセ建材株式会社	東京都文京区

(8) 従業員の状況（平成25年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

区分	従業員数	対前期末増減
セメント事業	1,527名	−32名
鉱産品事業	228名	+6名
建材事業	263名	+2名
光電子事業	181名	+30名
新材料事業	193名	−14名
その他事業	325名	+75名
全社(共通)	117名	−2名
合計	2,834名	+65名

(注) 従業員数は、就業人員数であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	対前期末増減	平均年齢	平均勤続年数
1,250名	−52名	40.4歳	17.2年

（注）従業員数は、就業人員数であり、他社への出向者271名を含んでおりません。

(9) 主要な借入先（平成25年３月31日現在）

借入先	借入額（百万円）
株式会社三井住友銀行	11,054
三井住友信託銀行株式会社	7,068
株式会社日本政策投資銀行	7,022
住友生命保険相互会社	5,539
日本生命保険相互会社	5,160

2. 会社の株式に関する事項 (平成25年３月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 1,470,130,000株

(2) 発行済株式の総数 427,432,175株 (うち自己株式11,166,114株)

(3) 株主数 44,363名

(4) 大株主

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	31,549	7.6
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	26,382	6.3
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口９)	11,906	2.9
株式会社三井住友銀行	9,163	2.2
住友生命保険相互会社	8,520	2.0
住友商事株式会社	7,185	1.7
MORGAN STANLEY & CO. LLC	5,565	1.3
HAYAT	5,474	1.3
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行再信託分・住友重機械工業株式会社退職給付信託口)	5,128	1.2
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	4,687	1.1

(注) 1. 当社は、自己株式11,166,114株を保有しておりますが、上記の大株主から除外しております。
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数を除いた数に基づき、算出しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

(平成25年３月31日現在)

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
※取締役社長	関根福一	
※取締役執行役員副社長	桂知行	総務部、法務室、不動産事業室、企画部、鉱産品事業部、船橋事務所各担当
取締役専務執行役員	中尾正文	生産技術部、設備部、国際部、環境事業部各担当
取締役常務執行役員	藤末亮	セメント営業管理部、物流部各担当
☆取締役常務執行役員	向井克治	二次電池材料事業推進室、光電子事業部、新材料事業部、新規技術研究所各担当
☆取締役常務執行役員	菅雄志	人事部、管理部、資材部各担当
取締役執行役員	井ノ川尚	知的財産部、セメント・コンクリート研究所各担当
取締役	齊田國太郎	株式会社ニチレイ社外監査役 平和不動産株式会社社外取締役
☆監査役（常勤）	村松龍司	
監査役（常勤）	青井勝久	
監査役	友澤史紀	
監査役	保坂庄司	
監査役	鈴木和男	日本精工株式会社社外取締役

(注) 1. ※印表示は、代表取締役を示します。
2. ☆印表示は、平成24年６月28日開催の当社第149回定時株主総会において新たに選任され、就任した取締役および監査役を示します。
3. 取締役のうち齊田國太郎氏は、社外取締役であります。
4. 監査役のうち友澤史紀、保坂庄司および鈴木和男の３氏は、社外監査役であります。
5. 取締役齊田國太郎氏は、弁護士であります。
6. 監査役村松龍司氏は、当社の経理・財務部門および内部監査部門における業務経験を有しており、保坂庄司氏は、公認内部監査人の資格を有しており、鈴木和男氏は、公認会計士の資格を有しており、それぞれ財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 取締役齊田國太郎氏、監査役友澤史紀氏、監査役保坂庄司氏および監査役鈴木和男氏につきましては、東京証券取引所および大阪証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

[事業年度中に退任した取締役および監査役]

氏　名	退任時の地位	退任日
村松龍司	取締役常務執行役員	平成24年６月28日（任期満了）
塚本員久	取締役執行役員	平成24年６月28日（任期満了）
松井俊夫	監査役（常勤）	平成24年６月28日（任期満了）

[取締役を兼務しない執行役員の氏名等]

（平成25年３月31日現在）

地位	氏名	担当
執行役員	山本繁実	生産技術部担当、生産技術部長
執行役員	藤原康生	建材事業部、環境事業部各担当、環境事業部長
執行役員	吉冨功	二次電池材料事業推進室、鉱産品事業部各担当、鉱産品事業部長
執行役員	中川藤外志	赤穂工場長
執行役員	井上慎一	高知工場長
執行役員	大西利彦	東京支店長

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

取締役10名　215百万円（うち社外１名　9百万円）
監査役６名　50百万円（うち社外３名 20百万円）
（注）上記の支給額には、当事業年度中に退任した取締役２名および監査役１名に支給した報酬等が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役　齊田　國太郎

（イ）重要な兼職先と当社との関係

株式会社ニチレイおよび平和不動産株式会社は、当社との間に特別な関係はありません。

（ロ）当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席し、必要に応じて発言を適宜行っております。

（ハ）責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額であります。

② 監査役　友澤　史紀

（イ）当事業年度における主な活動状況

取締役会および監査役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の取締役会17回のうち16回に出席、監査役会15回の全てに出席し、必要に応じて発言を適宜行っております。

（ロ）責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額であります。

③　監査役　保坂　庄司

(イ) 当事業年度における主な活動状況

取締役会および監査役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席、監査役会15回の全てに出席し、必要に応じて発言を適宜行っております。

(ロ) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額であります。

④　監査役　鈴木　和男

(イ) 重要な兼職先と当社との関係

日本精工株式会社は、当社との間に特別な関係はありません。

(ロ) 当事業年度における主な活動状況

取締役会および監査役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の取締役会17回のうち16回に出席、監査役会15回の全てに出席し、必要に応じて発言を適宜行っております。

(ハ) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額であります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	当事業年度に係る会計監査人としての報酬	72百万円
②	当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	73百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額には、これらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（特許権使用料に関する証明業務）を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が適正な監査を遂行することが困難であると認められる場合等その必要があると判断したときは、監査役会の同意を得て、または監査役会の請求に基づき、会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

5. 会社の体制および方針

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」整備の基本方針について、以下のとおり取締役会において決議しております。また、その有効性を適宜検証し、内部統制システムの向上および改善に努めてまいります。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

（イ）当社グループの全ての役職員（執行役員制度に基づく執行役員を含む。また、嘱託、派遣社員を含む。）に対し、コンプライアンスの意識高揚、浸透、定着を図るため、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、その役割と責任を明確にするため、コンプライアンス委員会規程を制定する。

（ロ）コンプライアンス委員会は、毎年度ごとにコンプライアンスに関する活動の計画を策定し、その進捗を管理する。

（ハ）コンプライアンスの状況に関する監査は、内部監査室が行い、その監査結果をコンプライアンス委員会に報告する。コンプライアンス委員会は、監査結果について、必要に応じ適切な措置を講じるとともに、監査結果等を取締役会および監査役に報告する。

（ニ）当社グループの企業活動にかかわるコンプライアンスに関して、当社グループ社員（嘱託、派遣社員を含む。）から通報を受け、その是正のための措置を行うことを目的とした通報制度（コンプライアンスホットライン制度）を設ける。なお、通報窓口は、社内においては内部監査室、社外においては弁護士をこれにあてる。また、通報者の希望により匿名性を確保するとともに、通報者に対し不利益な扱いを行わない。

（ホ）当社グループの業務活動および諸制度に関し、内部監査を行うことを目的として内部監査室を設置する。

（ヘ）市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした対応を行い、一切の関係を遮断するための体制を整備する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

（イ）法令および文書規程、情報管理基本規程、情報セキュリティ基本規程等の社内規程に基づき文書等の保存および管理を行う。

（ロ）当社の意思決定に係る書類である伺書については、検索が容易なデータベースに登録することにより管理するとともに、当該データベースについては、監査役の閲覧に供するものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（イ）当社グループのリスクの把握、評価および対応を図るため、社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、その役割と責任を明確にするため、リスク管理委員会規程を制定する。

（ロ）リスク管理委員会は、毎年度ごとにリスク管理に関する活動の計画を策定し、その進捗を管理する。

（ハ）リスク管理の状況に関する監査は、内部監査室が行い、その監査結果をリスク管理委員会に報告する。リスク管理委員会は、監査結果について、必要に応じ適切な措置を講じるとともに、監査結果等を取締役会および監査役に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（イ）当社を取り巻く環境の変化に適切かつ効率的に対応するため、中期経営計画を策定し、達成すべき目標とそれを実現するためのアクションプランを明確にし、これに取り組む。

（ロ）経営における意思決定・監督機能と執行機能の分離による各々の機能の強化や意思決定の迅速化と権限・責任の明確化により経営の効率化を図るため、執行役員制度を導入する。

（ハ）取締役会規程、職務権限規程等の社内規程により職務権限・意思決定のルールを明確にすることで適正かつ効率的な職務の執行を図る。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

（イ）コンプライアンスおよびリスク管理については、それぞれコンプライアンス委員会およびリスク管理委員会の活動対象を当社グループ全体とする。また、内部監査室による内部監査の対象も当社グループ全体とする。

（ロ）コンプライアンスホットライン制度については、その通報窓口を子会社にも開放し、これを子会社に周知することにより、当社グループにおけるコンプライアンスの実効性とグループ内取引の公正性を確保する。

（ハ）子会社を管理する担当部署を置くとともに、子会社の自主責任を前提とした経営と当社グループ会社における協力の推進を基本理念に、当社グループ全体の業務の整合性の確保と効率的な遂行を図るため、関係会社管理規程を制定する。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

（イ）監査役を補助すべき使用人として、監査役業務補助員を設置する。

（ロ）監査役業務補助員は、内部監査を行う内部監査室員と兼務とするが、監査役業務補助員の人事異動および人事考課に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

⑦　取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

（イ）会議体の議事結果やコンプライアンスおよびリスク管理に関する監査の結果等の定例的な事項については、監査役に対し定期的に報告するとともに、会社に著しい損害を与える事態が発生し、もしくはそのおそれのあることを知ったとき、職務遂行に関する不正な行為もしくは法令定款に違反する重大な事実があったときまたは当局から行政処分を受けたときは、速やかにその事実を監査役に報告する。

（ロ）内部監査室は、内部監査の結果を監査役に報告する。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（イ）原則として２ヶ月に１回、社長と監査役との懇談会を開催し、社長は、監査役に業務執行の状況を報告するとともに、会社運営に関する意見の交換のほか、意思の疎通を図る。

（ロ）当社の意思決定に係る書類である伺書のデータベースを監査役の閲覧に供するとともに、取締役会のほかにも業務執行の状況を把握するために必要な会議への監査役の出席を認めるものとする。

6. 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。

もっとも、当社は、株式を上場して市場での自由な取引に委ねているため、会社を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき決定されるべきであり、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様全体のご意思に基づき行われるべきものと考えます。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主の皆様が買付けの条件等について検討したり、当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、株主共同の利益を毀損するものもありえます。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、例外的に当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断します。

② 基本方針の実現に資する取組み

「私たちは、地球環境に配慮し、たゆまない技術開発と多様な事業活動を通じて、豊かな社会の維持・発展に貢献する企業グループを目指します。」という企業理念のもと、当社は、「セメント事業」および関連する「鉱産品事業」・「建材事業」を通じて、社会資本整備や重厚産業に不可欠な基礎資材を提供しています。また、独自技術の開発や外部技術の導入によって、「光電子事業」・「新材料事業」等を展開し、先端技術分野向けの部材や各種材料の供給を行っております。そして、これら５つの事業を効率的に運営することにより、経営の安定化と着実な成長を実現し、社会への貢献と株主の皆様の期待に応えてまいりました。

また、これら５つの事業に加え、現在、当社が事業拡大のため、もっとも注力している新たな事業の一つが「二次電池材料事業」です。

「光電子事業」・「新材料事業」・「二次電池材料事業」の手がける分野は、市場ニーズの変化や、競争が激しいものの、今後とも市場の拡大が期待できる分野です。今後は、当社独自の技術力に加え、他社・各種研究機関との提携、共同研究を通じて、より早く、より低コストで、より付加価値の高い製品を開発・供給することで、事業の拡大に努めるとともに、当社が長年培ってきた有形・無形の経営資源を活用し、企業価値を高めてまいります。また、株主の皆様、地域社会、取引先、従業員その他ステークホルダーとの信頼関係を維持するとともに、各ステークホルダーの信頼にこたえるべく努力してまいります。

また、当社は、「監査役設置会社」の形態を採用し、業務に精通した取締役と経営に対する監督機能の強化を図るために選任された独立役員である社外取締役からなる取締役会における審議等を通じて的確な判断を行い、業務の効率化に努めるとともに、監査役の監査機能の充実を図っております。

さらに、経営における意思決定・監督機能と執行機能の分離による各々の機能の強化や意思決定の迅速化と権限・責任の明確化により経営の効率化を図るため、「執行役員制度」を導入しております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記基本方針に基づき、平成20年６月27日開催の当社第145回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、当社株式の大規模買付行為への対応策（以下「旧プラン」といいます。）を導入し、その後、平成23年５月13日に開催された当社取締役会において、旧プランの内容を一部改定した上で更新すること（以下改定後のプランを「本プラン」といいます。）を決定し、平成23年６月29日開催の第148回定時株主総会において、承認されました。

本プランの概要については、以下のとおりであります。

(イ) 本プランの対象となる当社株式の買付け

本プランの対象となる当社株式の買付けとは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者等」といいます。）とします。

(ロ) 特別委員会の設置

当社取締役会は、大規模買付ルールに則った手続きの進行ならびに当社の株主の皆様の利益および当社の企業価値を守るために適切と考える方策を取る場合におけるその判断の合理性および公正性を担保するため、当社取締役会から独立した機関として特別委員会を設置します。

（ハ）大規模買付ルールの概要

当社が設定する大規模買付ルールの概要は、以下のとおりです。

1）大規模買付者等による意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者等が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約および大規模買付者の名称等を日本語で記載した意向表明書をご提出いただきます。

2）大規模買付者等による必要情報の提供

当社は、意向表明書受領後、大規模買付者等から当社取締役会に対して、株主の皆様のご判断および取締役会としての意見形成のために提供いただくべき必要かつ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）のリストを当該大規模買付者等に交付し、大規模買付者等には、本大規模買付情報のリストに従い、本大規模買付情報を当社取締役会に提出していただきます。

3）取締役会による評価期間等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者等が当社取締役会に対し大規模買付情報の提供を完了した後、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間を設定します。

（二）大規模買付行為が為された場合の対応方針

1）大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守した場合

当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。

但し、大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、例外的に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲内で、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律が認める対抗措置をとることがあります。

2）大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守しなかった場合で、かつ当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するために必要であるときには、当社取締役会は、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗することとします。

3）対抗措置の発動の手続

対抗措置をとる場合には、その判断の合理性および公正性を担保するために、まず当社取締役会は対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は十分検討した上で対抗措置の発動の是非について勧告を行うものとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動の是非を判断するにあたり、特別委員会の勧告を最大限尊重します。

4）株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、対抗措置の発動勧告について、特別委員会が対抗措置の発動に関してあらかじめ株主の皆様のご意思を確認するべき旨の留保を付した場合であって、当社取締役会が、適切と判断する場合には、実務上可能な限りすみやかに株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を開催し、対抗措置の発動に関する株主の皆様のご意思を確認することができるものとします。

株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会の決議に従います。

（ホ）本プランの有効期間

本プランの有効期間につきましては、平成23年６月29日開催の当社第148回定時株主総会の終結時から平成26年６月開催予定の第151回定時株主総会の終結時までとします。

④　本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

当社取締役会は、次の理由から上記③の取組みが基本方針に沿い、株主共同の利益を損なうものではなく、また当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

1）買収防衛策に関する指針等の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則をすべて充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年６月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他の買収防衛策に関する実務、議論を踏まえた内容となっており、合理性を有するものと考えております。さらに、本プランは、株式会社東京証券取引所および株式会社大阪証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものです。

2）株主意思を重視するものであること

本プランは、平成23年６月29日開催の当社第148回定時株主総会での承認により発効しており、株主の皆様のご意思が反映されております。

また、当社取締役会は、一定の場合に、本プランに定める対抗措置の発動の是非について、株主意思確認総会において株主の皆様の意思を確認することとしています。

さらに、本プラン更新後、有効期間満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意思が反映されます。

3）当社取締役の任期が１年とされていること

当社は、取締役の任期を１年としており、経営陣の株主の皆様に対する責任をより明確なものとしております。また、本プランは、株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとしていることから、取締役選任議案に関する議決権の行使を通じて、本プランに対する株主の皆様のご意思を反映させることも可能となっております。

4）特別委員会の判断の重視と情報開示

本プランにおける対抗措置の発動等の運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い社外取締役および社外有識者で構成される特別委員会により行われることとされています。

また、その判断の概要については株主の皆様に情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

5）合理的な客観的要件の設定

本プランにおける対抗措置は、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

6）デッドハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株券等の大規模買付者等が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

本プランの詳細につきましては、当社ホームページに掲載の平成23年５月13日付「当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の更新について」をご覧ください。

(参考URL　http://www.soc.co.jp/news/pdf/110513news.pdf)

（注）本事業報告に記載しております数値は、金額および株式数については表示単位未満の端数を切り捨て、その他は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

単位：百万円

科目	当期 平成25年3月31日現在	前期 (ご参考) 平成24年3月31日現在
資産の部		
流動資産	**95,515**	**97,069**
現金及び預金	25,225	27,237
受取手形及び売掛金	47,697	47,676
有価証券	0	0
商品及び製品	6,540	6,831
仕掛品	1,990	1,465
原材料及び貯蔵品	9,533	9,544
繰延税金資産	2,267	1,717
短期貸付金	567	689
その他の流動資産	1,954	2,265
貸倒引当金	△ 261	△ 357
固定資産	**220,219**	**212,821**
有形固定資産	**159,809**	**158,802**
建物及び構築物	53,240	50,689
機械装置及び運搬具	46,393	46,384
土地	38,914	39,080
建設仮勘定	5,888	7,783
その他の有形固定資産	15,372	14,864
無形固定資産	**3,413**	**4,156**
のれん	357	649
その他の無形固定資産	3,055	3,506
投資その他の資産	**56,997**	**49,862**
投資有価証券	48,925	40,663
長期貸付金	1,714	1,787
繰延税金資産	788	905
その他の投資	6,329	7,349
貸倒引当金	△ 760	△ 843
資産合計	**315,734**	**309,890**

科目	当期 平成25年3月31日現在	前期 (ご参考) 平成24年3月31日現在
負債の部		
流動負債	**90,373**	**105,899**
支払手形及び買掛金	27,245	26,541
短期借入金	34,086	33,839
1年内返済予定の長期借入金	11,290	21,169
1年内償還予定の社債	—	10,000
未払法人税等	4,320	2,183
賞与引当金	2,091	2,058
災害損失引当金	—	6
その他の流動負債	11,340	10,100
固定負債	**82,384**	**72,207**
社債	15,000	15,000
長期借入金	42,433	36,200
繰延税金負債	13,013	9,602
退職給付引当金	1,299	1,392
役員退職慰労引当金	221	234
資産除去債務	642	299
その他の固定負債	9,773	9,478
負債合計	**172,758**	**178,107**
純資産の部		
株主資本	**121,368**	**115,630**
資本金	**41,654**	**41,654**
資本剰余金	**31,084**	**31,084**
利益剰余金	**50,620**	**44,865**
自己株式	**△ 1,989**	**△ 1,972**
その他の包括利益累計額	**20,220**	**14,767**
その他有価証券評価差額金	**20,125**	**14,822**
為替換算調整勘定	**95**	**△ 55**
少数株主持分	**1,387**	**1,384**
純資産合計	**142,976**	**131,782**
負債・純資産合計	**315,734**	**309,890**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示してある。

連結損益計算書

単位：百万円

科目	当期 平成24年４月１日から平成25年３月31日まで	前期 （ご参考） 平成23年４月１日から平成24年３月31日まで
売上高	**219,083**	**217,044**
売上原価	**170,042**	**172,609**
売上総利益	**49,041**	**44,434**
販売費及び一般管理費	**35,082**	**36,297**
営業利益	**13,959**	**8,136**
営業外収益	**3,183**	**2,294**
受取利息及び配当金	1,190	1,315
受取営業補償金	326	278
持分法による投資利益	122	33
その他の営業外収益	1,544	667
営業外費用	**2,530**	**2,765**
支払利息	1,647	1,921
その他の営業外費用	883	843
経常利益	**14,612**	**7,666**
特別利益	**136**	**441**
固定資産売却益	132	37
投資有価証券売却益	4	86
受取補償金	—	313
その他の特別利益	—	4
特別損失	**1,795**	**2,231**
固定資産除却損	613	1,255
固定資産売却損	38	97
投資有価証券評価損	16	22
減損損失	517	610
事業再構築損	541	—
災害による損失	—	228
その他の特別損失	68	17
税金等調整前当期純利益	**12,953**	**5,876**
法人税、住民税及び事業税	**5,468**	**2,554**
法人税等調整額	△ **2**	△ **333**
少数株主損益調整前当期純利益	**7,488**	**3,654**
少数株主利益	**27**	**8**
当期純利益	**7,460**	**3,645**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示してある。

連結株主資本等変動計算書（平成24年４月１日から平成25年３月31日まで）

単位：百万円

科目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	**41,654**	**31,084**	**44,865**	**△ 1,972**	**115,630**
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	△ 1,665	—	△ 1,665
当期純利益	—	—	7,460	—	7,460
自己株式の取得	—	—	—	△ 17	△ 17
自己株式の処分	—	0	—	0	0
連結範囲の変動	—	—	△ 40	—	△ 40
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	**—**	**0**	**5,755**	**△ 16**	**5,738**
当期末残高	**41,654**	**31,084**	**50,620**	**△ 1,989**	**121,368**

科目	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	**14,822**	**△ 55**	**14,767**	**1,384**	**131,782**
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	—	—	△ 1,665
当期純利益	—	—	—	—	7,460
自己株式の取得	—	—	—	—	△ 17
自己株式の処分	—	—	—	—	0
連結範囲の変動	—	—	—	—	△ 40
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5,302	151	5,453	2	5,456
当期変動額合計	**5,302**	**151**	**5,453**	**2**	**11,194**
当期末残高	**20,125**	**95**	**20,220**	**1,387**	**142,976**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示してある。

貸借対照表

単位：百万円

科目	当期 平成25年3月31日現在	前期 (ご参考) 平成24年3月31日現在
資産の部		
流動資産	**68,290**	**69,862**
現金及び預金	18,004	20,957
受取手形	4,079	4,201
売掛金	24,274	24,498
有価証券	0	0
商品及び製品	5,227	5,638
仕掛品	0	1
原材料及び貯蔵品	7,489	7,418
前払費用	77	110
繰延税金資産	1,769	1,227
短期貸付金	7,071	5,131
その他の流動資産	959	1,294
貸倒引当金	△ 663	△ 618
固定資産	**203,846**	**196,641**
有形固定資産	**134,881**	**136,086**
建物	20,888	21,631
構築物	22,441	20,677
機械及び装置	35,767	36,410
車両運搬具	4	12
工具、器具及び備品	626	653
原料地	13,940	13,344
土地	35,546	35,812
リース資産	251	135
建設仮勘定	5,414	7,409
無形固定資産	**2,151**	**2,443**
借地権	48	48
鉱業権	634	637
ソフトウェア	612	766
その他の無形固定資産	855	990
投資その他の資産	**66,813**	**58,111**
投資有価証券	46,026	37,852
関係会社株式	11,422	11,420
関係会社出資金	1,530	1,530
長期貸付金	4,814	4,124
長期前払費用	1,366	1,450
その他の投資	1,793	1,898
貸倒引当金	△ 141	△ 165
資産合計	**272,136**	**266,503**

科目	当期 平成25年3月31日現在	前期 (ご参考) 平成24年3月31日現在
負債の部		
流動負債	**68,870**	**84,480**
支払手形	481	472
買掛金	14,103	13,842
短期借入金	29,975	29,241
1年内返済予定の長期借入金	9,453	19,749
1年内償還予定の社債	—	10,000
未払金	8,040	6,533
未払費用	598	664
未払法人税等	3,651	1,694
預り金	10	10
賞与引当金	1,349	1,331
災害損失引当金	—	6
その他の流動負債	1,206	934
固定負債	**75,808**	**65,207**
社債	15,000	15,000
長期借入金	39,167	32,121
繰延税金負債	12,411	9,075
長期預り金	6,592	6,410
退職給付引当金	327	382
資産除去債務	232	243
その他の固定負債	2,076	1,974
負債合計	**144,678**	**149,688**
純資産の部		
株主資本	**107,288**	**101,941**
資本金	**41,654**	**41,654**
資本剰余金	**31,040**	**31,040**
資本準備金	10,413	10,413
その他資本剰余金	20,626	20,626
利益剰余金	**36,584**	**31,220**
その他利益剰余金	36,584	31,220
固定資産圧縮積立金	2,488	2,628
特別償却準備金	6	4
別途積立金	25,097	25,097
繰越利益剰余金	8,992	3,490
自己株式	**△ 1,989**	**△ 1,972**
評価・換算差額等	**20,169**	**14,873**
その他有価証券評価差額金	**20,169**	**14,873**
純資産合計	**127,458**	**116,815**
負債・純資産合計	**272,136**	**266,503**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示してある。

損益計算書

単位：百万円

科目	当期 平成24年４月１日から平成25年３月31日まで	前期 (ご参考) 平成23年４月１日から平成24年３月31日まで
売上高	**140,034**	**139,080**
売上原価	**102,278**	**106,650**
売上総利益	**37,755**	**32,430**
販売費及び一般管理費	**25,271**	**25,759**
営業利益	**12,483**	**6,670**
営業外収益	**2,550**	**1,996**
受取利息及び配当金	1,286	1,384
受取営業補償金	291	278
その他の営業外収益	973	333
営業外費用	**2,285**	**2,383**
支払利息	1,484	1,726
その他の営業外費用	801	657
経常利益	**12,748**	**6,283**
特別利益	**108**	**426**
固定資産売却益	106	26
投資有価証券売却益	2	86
受取補償金	—	313
特別損失	**1,537**	**2,303**
固定資産除却損	613	1,059
固定資産売却損	36	20
投資有価証券評価損	6	65
貸倒引当金繰入額	—	463
減損損失	286	554
事業再構築損	541	—
その他の特別損失	54	—
災害による損失	—	139
税引前当期純利益	**11,320**	**4,406**
法人税、住民税及び事業税	**4,475**	**1,771**
法人税等調整額	△ **184**	△ **351**
当期純利益	**7,028**	**2,986**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示してある。

株主資本等変動計算書（平成24年４月１日から平成25年３月31日まで）

単位：百万円

科目	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金				利益剰余金合計
					固定資産圧縮積立金	特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	**41,654**	**10,413**	**20,626**	**31,040**	**2,628**	**4**	**25,097**	**3,490**	**31,220**
当期変動額									
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	△1,665	△1,665
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	△ 140	—	—	140	—
特別償却準備金の積立	—	—	—	—	—	2	—	△ 2	—
当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	7,028	7,028
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	0	0	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	**—**	**—**	**0**	**0**	**△ 140**	**2**	**—**	**5,502**	**5,363**
当期末残高	**41,654**	**10,413**	**20,626**	**31,040**	**2,488**	**6**	**25,097**	**8,992**	**36,584**

科目	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	**△1,972**	**101,941**	**14,873**	**14,873**	**116,815**
当期変動額					
剰余金の配当	—	△1,665	—	—	△1,665
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—
特別償却準備金の積立	—	—	—	—	—
当期純利益	—	7,028	—	—	7,028
自己株式の取得	△ 17	△ 17	—	—	△ 17
自己株式の処分	0	0	—	—	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			5,296	5,296	5,296
当期変動額合計	**△ 16**	**5,346**	**5,296**	**5,296**	**10,642**
当期末残高	**△1,989**	**107,288**	**20,169**	**20,169**	**127,458**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示してある。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成25年５月10日

住友大阪セメント株式会社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	金　子　秀　嗣	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原　口　清　治	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮　沢　　琢	㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、住友大阪セメント株式会社の平成24年４月１日から平成25年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住友大阪セメント株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

独立監査人の監査報告書

平成25年５月10日

住友大阪セメント株式会社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	金子秀嗣 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原口清治 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮沢琢 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、住友大阪セメント株式会社の平成24年４月１日から平成25年３月31日までの第150期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成24年４月１日から平成25年３月31日までの第150期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて、子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人　新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人　新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年５月10日

住友大阪セメント株式会社　監査役会

監査役(常勤)　村　松　龍　司　㊞
監査役(常勤)　青　井　勝　久　㊞
社外監査役　友　澤　史　紀　㊞
社外監査役　保　坂　庄　司　㊞
社外監査役　鈴　木　和　男　㊞

以　上

〔メ モ 欄〕

会場ご案内図

当社本社

交通

●地下鉄 丸ノ内線四ッ谷駅（出口1）より徒歩約5分
南北線四ツ谷駅（出口3）より徒歩約4分
有楽町線・南北線市ヶ谷駅（出口3）より徒歩約7分
都営新宿線市ヶ谷駅（出口3）より徒歩約7分

●JR 四ッ谷駅（麹町口）より徒歩約3分
市ヶ谷駅より徒歩約7分

住友大阪セメント株式会社
〒102－8465 東京都千代田区六番町6番地28
Tel. 03(5211)4500(代表)

UD FONT
見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

VEGETABLE OIL INK
環境に配慮した植物油インキを使用しています。